

2024年度

# 創業支援セミナー

こんな悩みありませんか？ お持ちの方は是非、ご参加下さい！

売上・経費・確定申告  
帳簿整理って何？

創業のお金が足りない  
いやけどどうしよう？

受講料無料  
定員20名

お店を開きたいけど  
どうすればいいの？

※ 受講時のマスク着用につきましては、令和5年3月13日以降、屋内では個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となりました。受講時の体調などご考慮いただきご判断お願い致します。

日程 2024

9/19(木)・9/26(木)・10/3(木)・10/17(木) 計4日間

開催時間(14:00 ~ 16:00)

場所 羽曳野市立生活文化情報センター

(LICはびきの)3階 視聴覚室  
住所:羽曳野市軽里1-1-1  
電話:072(958)2331



電車:近鉄南大阪線「古市」駅下車西へ徒歩10分  
バス:近鉄バス「軽里1丁目」バス停  
お車:大阪外環状線「軽里北」交差点

優遇措置のメリット

- ①登録免許税が軽減  
株式会社・合同会社設立の際、登録に掛かる登録免許税が軽減されます。  
(資本金の0.7%⇒0.35%)
- ②新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ  
㈱日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率が引き下げられます。
- ③創業関連保証の早期利用開始  
創業6ヶ月前から利用出来ます。  
(創業関連保証の特例が、通常の2ヶ月前からのところ、6ヶ月前から利用出来ます。)

※ 創業セミナー受講を含め、所定の条件を満たした方については各市町村に申請いただく事で、優遇措置を受ける際に必要となる、認定書の発行が可能となります。

◇ 認定書の発行条件

以下の①または②に該当し、6か月以内に創業を行う具体的な計画を有する者。

- ①創業をおこなおうとする者(事業を営んでいない個人)
- ②創業後5年未満の者(事業を開始した日から5年を経過していない個人事業主)

※ 現在、「法人の代表者」または「個人事業主として5年以上事業を行っている方は、証明書を発行する事が出来ません。

(但し、この認定を受ける事により、必ず優遇措置が適用されるものではございませんのでご了承下さい。)

主催:羽曳野市商工会・富田林商工会

共催:羽曳野市・富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村・日本政策金融公庫 阿倍野支店  
大阪府商工会連合会・大阪よろず支援拠点

